

## 国の「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』2次募集のお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、世帯収入の激減、アルバイト収入の激減・中止等により学生生活にも経済的な影響が顕著となってきた状況の中で、大学等での修学の継続が困難な状況にある学生が修学をあきらめることがないよう『学生支援緊急給付金』制度（令和2年5月19日閣議決定）が国により創設されました。

本学ではこの『学生支援緊急給付金』の募集を行い、5月20日から6月12日まで申請（以下、**1次募集**）を受け付けましたが、今般7月3日付けで、文部科学省から『学生支援緊急給付金』の2次募集、推薦の依頼がありましたのでお知らせいたします。

### ＜2次募集、推薦に係る留意事項＞

- ① 1次募集に申請をした学生は、改めての申請（申請書類の提出）は不要です。  
※ただし、**1次募集**で申請した以降、住民税非課税世帯となった学生は、給付金額が変わりますので、申請期限までに学生支援センター宛に「非課税証明書」を郵送し、合わせて学生支援センター（下記アドレス）宛「非課税証明書を郵送した」旨、学籍番号及び氏名を記入しメールしてください。
- ② 6月12日（金）までの申請期限に間に合わなかった学生は、申請期限までに申請してください。
- ③ 本2次募集は申請書類の郵送による申請といたします。前はオンラインによる申請も実施しましたが、前回の申請状況（申請後の申請内容変更及び内容確認によるログインで申請内容の確定確認に時間を要した等）に鑑み、今回は申請書類の郵送による申請のみとします。
- ④ なお、支給の決定については、文部科学省の『申請の手引き』4頁に記載がありますように、支給日については、大学からの推薦を経て、申請者本人名義の口座に振込みができるよう国において手続きが進められ、支給の決定については、特に通知は行われず口座への振込みをもって、支給決定の通知となります。

### ＜申請方法＞

- ① 次の書類を学内イントラネット（デスクネッツ）の文書管理へ掲載しています。（下記、掲載場所を参照してください）
- ② 申請する学生は必要書類を整え、世田谷キャンパス 学生支援センター宛に郵送してください。  
※必ず本人控えのコピーを保管するとともに、レターパックライト、簡易書留等、追跡できる方法で送付してください。
- ③ 合わせて、学生支援センター（下記アドレス）宛「申請書類を郵送した」旨、学籍番号及び氏名を記入しメールしてください。

＝確認が必要な書類及び、申請に必要な書類＝

- ・ 申請資格や手順を記した【①申請手引き】を必ずお読みください
  - ・ 申請書類
    - 【②学生支援緊急給付金申請書（様式1）】
    - 【③学生支援緊急給付金を受けるための要件に係る誓約書（様式2）】
    - 【④学内申告書】
- ※【①申請手引き】の7頁に記載のある、支給要件を満たすことを証明する書類を添付してください。

＝申請に必要な書類様式等の掲載場所＝

Destknet's

- ⇒ 文書管理
- ⇒ 学生支援センター
- ⇒ 【奨学金】日本学生支援機構
- ⇒ 『学生支援緊急給付金』

≪申請期限≫ 7月13日（月）当日消印有効

≪書類郵送先≫ 〒154 - 8568 東京都世田谷区世田谷 3-11-3  
東京医療保健大学 学生支援センター 奨学金担当

学生支援センターメールアドレス [gakusei-center@thcu.ac.jp](mailto:gakusei-center@thcu.ac.jp)

≪問い合わせ先：各キャンパス事務部奨学金担当≫

五反田	03-5421-7655
世田谷	03-5799-3711
国立病院機構	03-5779-5031
国立病院機構立川	042-521-7201
船橋	047-495-7751
雄湊・日赤和歌山医療センター	073-435-5819